

デジタル資格者証の利用拡大に関する実態把握の取りまとめ結果

令和8年4月17日
総務省行政評価局

1. 実態把握の目的等

(1) 実態把握の目的

デジタル庁では関係省庁・関係団体とも連携し、国家資格等に係る各種申請手続のオンライン化や、資格情報の連携等のデジタル化を推進するため、国家資格等情報連携・活用システムを構築し、令和6年8月からデジタル資格者証（図1及び図2参照）の利用を順次開始している。

今般、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」の利用拡大に係る推進方針として策定された「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定。デジタル庁・内閣府地方分権改革推進室・国家資格を所管する府省庁。以下「推進方針」という。）において、「オンライン申請やデジタル資格者証の利活用等の促進を通じた資格保有者及び資格管理者における利用メリットの更なる発現に向けて、（略）総務省行政評価局等と連携のうえ必要となる制度的対応等の調査を検討・実施する」とされたことを受けて、国家資格を所管する府省庁（以下「資格所管省庁」という。）及び関係団体（資格管理団体等）に対し、意見聴取を行うなどして運用実態の把握を行い、その結果を取りまとめたものである。

【図1】 デジタル資格者証の概要

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

#	構成要素	記載形式	備考
①	資格名称	〇〇資格証	-
②	氏名	苗字 氏名	-
③	生年月日	yyyy/mm/dd	-
④	登録番号	第000000000号	桁数等は資格依存
⑤	発行日/登録日/交付日	yyyy/mm/dd	-
⑥	QRコード	-	検証用
⑦	交付機関/者名	-	1点のみ記載
⑧	本人写真	-	顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定
⑨	その他項目	-	上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示

※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます（そのため、旧姓“表記”には対応いたしません）。また、出力項目は各資格管理団体にて設定いただくこととなります。（資格者本人の希望に沿って可変とはできません）

【デジタル資格者証イメージ】

① 介護福祉士資格証

氏名 ② 山田 花子

生年月日 ③ 1980/01/01
Date of birth

登録番号 ④ 88888
No.

登録年月日 2024/03/05
Date of registration

発行年月日 ⑤ 2024/03/06
Date of issue

訂正・変更年月日 2024/03/06
Date of correction

⑥

(注) デジタル庁資料より抜粋

【図2】 デジタル資格者証の活用方法



(注) デジタル庁資料より抜粋

(2) 実態把握の方法

デジタル資格者証の利用メリット発現のために必要となる制度的対応等を検討するため、令和7年度までにサービス開始が予定されている国家資格等を中心に、35資格(表1)を対象として、それぞれの利用場面(ユースケース)を想定した上で、デジタル資格者証に関して、(1)デジタル化するメリット、(2)資格者証として代替可能とするために必要な措置のほか、それらを検討するため、(3)資格者証として代替可能とすることに対する懸念(支障)、(4)更に進めて原則化することに対する懸念(支障)などを把握した。

【表1】 調査対象とした35資格

調査対象とした資格名	資格所管省庁
保育士	こども家庭庁
行政書士	総務省
司法試験、司法試験予備試験	法務省
税理士	財務省
教員	文部科学省
介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、社会保険労務士、保険医、保険薬剤師、建築物環境衛生管理技術者、キャリアコンサルタント、労働安全衛生法による免許、技能講習、技能士、准看護師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、	厚生労働省

調理師、登録販売者、薬剤師、精神保健指定医、専門調理師	
情報処理安全確保支援士	経済産業省
海技士、小型船舶操縦士、給水装置工事主任技術者、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、衛生管理者	国土交通省
全国通訳案内士	観光庁

(注) 推進方針より抜粋

また、国家資格の関係団体（既に運用が開始されている国家資格を中心として、資格管理団体、養成施設、職能団体等、延べ 60 団体から聴取したもの¹⁾）に対して、デジタル化した場合における利便性の向上や生じる懸念等を聴取することによって、デジタル資格者証の円滑な導入方策を検討するとともに、その導入効果の最大化を目指して必要な措置を検討した。

2. 実態把握の結果

(1) デジタル資格者証の導入によるメリット

デジタル庁は、「国家資格等のオンライン・デジタル化によるメリット」として、以下の 5 点を紹介している（表 2 参照）。

【表 2】デジタル庁が紹介する国家資格等のオンライン・デジタル化によるメリット

① 申請書類のオンライン提出が可能
② 氏名や住所等の登録情報の変更手続の簡略化
③ 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
④ 資格情報の真正性等を確保したうえで表示等が可能
⑤ マイナポータル API の活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

(注) デジタル庁ホームページを参照し当省にて作成

これを踏まえ、調査対象とした 35 資格の所管省庁及び関係団体に対し、デジタル資格者証の利用によるメリットの認識やメリットの発現に向けた意見等を聴取した。

<実態把握の内容>

調査対象とした 35 資格に係る延べ 60 の関係団体のうち半数以上の団体からは、利用メリットが見込まれる²⁾との意見が聴かれた。具体的には、以下のとおり、現行の資格者証（紙等）よりもデジタル資格者証のほうが婚姻による氏名の変更が容易に

¹⁾ 一の団体において、資格の担当ごとに複数の担当課にヒアリングを実施したため、延べ数で記載している。ヒアリングは、令和 7 年 12 月から 8 年 3 月まで行った。

²⁾ その他の団体の多くは、具体的なイメージがないなどとして、「どちらとも言えない」としている。

なるといった意見や紛失リスクが無くなって費用・手続面の負担が軽減されるといった意見など、デジタル庁が紹介した上記5点のメリットに係る意見が多く挙げられた。

(聴取事項のうちデジタル資格者証の利用メリットの見込み)

○ 資格の各種申請時に関するもの(「表2」①②③関係)

- ・ 紙の資格者証の場合、婚姻で姓が変わった際、資格者証の書換え等の手続を直ちに行わない場合が多いところ、デジタル資格者証によって、マイナポータルと連携し、氏名変更が容易になると思われる。
- ・ 資格保有者にとって、オンライン申請が可能になれば、氏名等の登録事項の変更手続が簡単になり、負担が軽減される。
- ・ 紙ベースで所持しなくて済むため、必要時の提示や登録情報の変更申請がネット上で完結する。変更の反映も早く済む。
- ・ 資格者証関係の手続は、現在、郵送で行われているが、発行・再発行まで時間(1か月程度)を要するため、オンライン化により時間短縮が実現できれば、利便性が高まる。
- ・ 資格者証の書換え申請の場合、交付までに3、4か月の期間を要しており、就職活動等で資格者証が必要になる際に不便であるとの問合せが多いため、デジタル化されれば、紛失リスクもなくなり利便性が高まる。
- ・ 長い氏名等の場合、資格者証の表面に全ての文字を記載できないため、裏面に手書きで追記している状況である。資格保有者から、そのような取扱いを変更してほしいと要望があり、デジタル資格者証であれば対応できる。
- ・ 年間数百件を超える再交付申請のうち、大半の申請理由が紛失によるものである。デジタル資格者証により、「紛失」という概念がなくなり、資格保有者にとっても資格管理者にとっても費用や手続面でのメリットがある。
- ・ 資格者証の使用頻度は年間数回程度であるため、資格者証を紛失するケースが非常に多く発生している。スマートフォンによる資格者証の提示が可能となれば、資格保有者も管理がしやすくなり、利便性の向上が期待される。
- ・ デジタル化により、紛失等を避けることができる。また、再交付等も不要となり、資格保有者にとっては手数料等負担が軽減され、資格管理者にとっては再交付事務のほか、資格によっては亡失に伴う官報公示も不要になる。
- ・ 資格者証は賞状大で折り曲げずに携帯するには大変不便。紛失しないよう、原本は貸金庫に保管している。デジタル化すれば、諸手続において、必要な時に資格者証の原本を探したり事前にコピーを用意したりする手間が省ける。
- ・ 福祉系国家資格を保有している人は、他にも複数の国家資格を取得する機会が多いため、デジタル資格者証は紙の資格者証と比較して管理が容易になる。

- ・ 氏名や住所の変更に際して、現状は簡易書留で郵送する手間があり手数料もかかるため、支障がなければ変更手続を行っていない者も多い。デジタル化して、オンライン上で簡便に手続できるメリットはあるのではないか。
- ・ スマートフォンは持っても、スキャン機能を持つパソコンやコピー機は持っていないなど、資格者証の写しのオンライン添付が難しい環境にある者も、デジタル資格者証であれば容易に添付可能になるため、利便性の向上につながるのではないか。

○ 資格の活用時に関するもの（④⑤関係）

- ・ 研修受講の申込時点で資格確認できれば、紙面での確認や申込受付後に後追いで確認する必要がなく、事務負担の大幅な軽減が見込める。
- ・ 各種研修受講、学会参加等の受付時において、デジタル資格者証を用いたログイン・チェックインが可能になれば資格保有者の利便性向上が期待できる。
- ・ 短時間・短期間の就業が増えており、就業先に毎回、資格者証の写しの提出が必要であるが、デジタル化により印刷等が不要になり提出が簡単になる。
- ・ 都道府県から委託を受けて実施している実地指導の際、資格者証を確認している。例えば、資格者が旧姓使用しており、資格者証と勤務記録の氏名が異なっている場合、確認に時間を要することがあるが、マイナポータルを活用したデジタル資格者証において旧姓併記が可能であれば、確認作業が効率化できる。
- ・ 就職等の際に登録証を職場に提出し、その後、戻されていないということが時々起きており、本人が保持するという基本を保つことができる。
- ・ 資格者証の写しの提出を求めても、結婚等による氏名変更が未反映のケースが多いため、旧姓が確認できる戸籍抄本等の提出を求める場合がある。
- ・ 各種証明書（登録事項証明書等）の申請を紙で行う場合、資格保有者からの書類郵送に時間がかかってしまうが、オンライン申請であれば、即時に対応が可能となる点がメリットである。

（注） 当省の調査結果による。

また、資格所管省庁においては、資格者証の利用場面（ユースケース）ごとに違いはあるものの、見込まれる利用メリットとしては、資格の各種申請時（「表2」①②③）が多い傾向にあった。他方で、実際の活用場面における利用メリットについては、調査時点においてデジタル資格者証の取得可能な国家資格等が一部のみであったこともあり、資格の活用時（「表2」④⑤）まで見込まれているものは多くないことが確認できた。

＜今後の対応方策等＞

デジタル資格者証の利用メリットとしては、いずれの資格においても共通的なものとして、資格者証情報の変更等に係る手続負担の軽減が図られることが挙げられる。しかしながら、現行の資格者証（紙等）が併存する場合、現行の資格者証（紙等）の変更等に係る手続に加えデジタル資格者証に係る同様の手続も必要となることから、当該メリットは発現せず、むしろ資格保有者・資格管理者双方にとって負担が増加することが想定される。

この点については、資格所管省庁からも、デジタル資格者証を資格者証として代替可能とすることに対する懸念として示されているが、少なくともデジタル資格者証の導入目的に鑑みれば、そのメリットを最大化する観点から、デジタル資格者証を法令上の資格者証として位置付けるとともに、現行の資格者証（紙等）からの移行を推進する必要があると考えられる。

また、デジタル資格者証の更なる利用拡大のためには、新規の資格取得者はもとより、既存の資格保有者についても、デジタル資格者証を選択又は切り替えてもらうための動機付けが必要であり、そのためには、少なくともデメリットがないこと（仮にデメリットがあってもメリットが上回ること）が求められるとともに、現行の資格者証にはないメリットが享受できることが必要であると考えられる。

（２）デジタル資格者証の利用拡大に当たって必要な制度的対応

デジタル資格者証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正等により、令和 8 年 3 月末現在、128 の国家資格等がオンライン・デジタル化の対象となっており、今後も対象資格は拡大することが見込まれている。これを受けて、デジタル庁及び資格所管省庁において、個別の調整を経て、令和 6 年 8 月以降、準備の整った資格から順次オンライン・デジタル化が開始されているところである。

今般、既にデジタル資格者証の利用が開始されている国家資格等を中心として、資格所管省庁及び関係団体から資格者証として代替可能とするために必要な措置等について聴取した結果、更なる利用拡大のために必要な制度的対応として留意すべき事項として、①法制的措置、②表記事項、③携帯・提示の義務、④申請手続に関して、それぞれ検討課題が挙げられた。これらについては、今後の検討に当たっての参考として、調査対象とした国家資格等別に整理してデジタル庁等に情報提供している。

① 法制的措置

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）では、国家資格等のデジタル化について、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築に

より「資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようにする」としている。また、デジタル資格者証の法令上の位置付けについては「政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する」として、デジタル庁及び資格所管省庁の対応に委ねている。

他方で、デジタル資格者証の導入による効果や、資格所管省庁及び関係団体からの聴取結果（上記「1」参照）を踏まえれば、その利用メリットを享受するため、各国家資格等に係るデジタル資格者証の法令上の位置付けを明確にする必要があると考える。

そこで、調査対象とした35資格について、デジタル資格者証の法令上の位置付けを確認するとともに、現行の資格者証をデジタル資格者証に一元化することについて意見等を聴取した。

<実態把握の内容>

調査対象とした35資格のうち2資格において、法令改正等により位置付けが明確化されていることが確認できた。その他の資格については、「現行の資格者証とデジタル資格者証の位置付けが不明瞭であるため、有資格者であることの確認手段として活用しづらい」といった意見があり、これを踏まえれば、今後、法令等の改正の可否も含めデジタル資格者証の位置付けを明確にする必要があると考えられる。

なお、現行の資格者証（紙等）をデジタル資格者証に一元化することについては、関係団体から、「資格者証は、自分が有資格者であるという誇りでもある書類とも考えられるため、デジタル化への一元化は難しいのではないか」との意見が聴かれた。

また、現行の資格者証からデジタル資格者証への完全移行に関しては、以下のとおり、一定期間は現行の資格者証の存置が必要ではないかとの意見も聴かれた。

(関連する団体からの意見等)

- ・ デジタル資格者証に完全移行する場合、登録時から住所が変わっていても変更手続きをしていない資格保有者がいる実情を踏まえれば、周知文書等が届かないおそれがあるため、紙の資格者証は一定期間残す必要はある。
- ・ デジタル資格者証を導入するに当たり、スマートフォンの取扱いに不慣れな方もいるため、一定期間、紙媒体の資格者証を残しておくべき。
- ・ デジタル資格者証に一元化した上で、資格者証（紙等）の希望者には、資格保有者が任意取得できる「保有証明」を発行すれば、事務の煩雑化を避けられるのではないか。
- ・ マイナポータル等のシステムの不具合が発生しないことが望ましいが、システムの不具合でデジタル資格者証が一時利用できないなど、必要となる場面で利用できない場合に備えて、資格確認証があると安心できる。

(注) 当省の調査結果による。

＜今後の対応方策等＞

法令等においてデジタル資格者証の位置付けを明確にする際、資格保有者によっては、ネットワーク機器を所持しておらず、そもそもデジタル化に対応できない場合も想定されるため、当該者に対する対応として、現行の資格者証（紙等）を存置させることについて留意する必要がある。この場合、紙による申請（紙等の資格者証を交付）とオンラインによる申請（デジタル資格者証を交付）のそれぞれの手数料の額について、実費を勘案して見直すことも考えられる。併せて、前述の意見等を踏まえると、デジタル資格者証の導入による効果は十分に得られないとしても、現状に比して支障が生じなければ、現行の資格者証を存置し、資格保有者の選択に委ねることも考えられる。

なお、各国家資格等に係る具体的な法制的措置の検討に当たっては、以下の先行事例も参考とし、オンラインによる申請も可能とする環境整備も重要と考える。

国家資格の名称	デジタル資格者証の原則化等のための措置
建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者	<ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法施行規則等を改正し、デジタル資格者証を従来の資格者証（紙）と同等の資格者証として位置付けるとともに、新規登録申請、登録事項の変更申請、登録証の再交付申請及び登録証の交付手続についてオンライン申請を可能とし、オンライン申請の場合の手数料を別途設定・ 従来からの紙による申請も残しつつ、原則オンラインによる申請を行うよう関係者に広く周知

また、仮に、新規の取得者や希望者以外も含めて、資格者証をデジタル資格者証に切り替えることとした場合、資格保有者の管理状況によっては十分な周知が図れないおそれがあり、切替え後の現行の資格者証の扱い（廃棄または返納）やデジタル資格者証が利用できない資格保有者への対応が必要となる。これについては、関係団体からの意見等を踏まえれば、全ての資格保有者からの現行の資格者証の返還や、資格管理者において問合せ対応を含めた作業負担が生じるなどの混乱が想定されるため、一定の周知期間や既存の資格者証の存置を検討するとともに、少なくとも切替え負担を上回る利用メリットを享受できることが必要であると考えられる。

② 表記事項

資格者証の表記事項は、法令等（国際条約を含む。）により定められているため、デジタル資格者証の表記事項については、少なくとも現行の資格者証と同一の事項を

表記等する必要がある。しかしながら、デジタル庁によるデジタル資格者証の概要（「図1」）によると、デジタル資格者証への「出力項目は各資格管理団体にて設定」することとされている。

そこで、調査対象とした35資格について、デジタル資格者証における表記事項及びこれらの根拠となる規定等を確認するとともに、資格所管省庁及び関係団体に対して、表記事項に係る検討課題や対応方策について意見等を聴取した。

<実態把握の内容>

○ 表記事項全般

調査対象とした35資格のうち、令和7年度までにデジタル資格者証の利用を開始したものは12資格であるところ、これら12資格のうち、デジタル資格者証における表記事項が、法令等で定められている資格者証の表記事項と異なるものが少なくとも4資格あった。

デジタル資格者証が法令等で定める資格者証の表記と異なっている状況に対する検討課題を資格所管省庁に確認したところ、システムとの関係で戸籍名の旧字体等が表記できないことなど、現在の資格者証の運用を前提とした場合の課題などが挙げられた（後述「表3」左欄）。また、関係団体に対しデジタル資格者証の表記事項に関する意見等を聴取したところ、資格所管省庁から挙げられた上記課題への対応に関する意見も聴くことができた。

○ 顔写真の表記

調査対象とした35資格のうち、顔写真が現行の資格者証（紙等）の表記事項とされているが、調査時点ではデジタル資格者証に顔写真が表記できていない状況にあるものも確認できた。

顔写真は、国家資格等情報連携・活用システムに顔写真データを取り込むことにより、デジタル資格者証において表記することが可能である。しかしながら、一部の資格管理団体からは、「膨大な顔写真データの取込みが必要となるが、現状、顔写真はデータ保存されておらず、負担が大きすぎる。むしろマイナンバーカードの登録事項である顔写真データを利用できるようにしてほしい」との要望があった。これについては、「マイナンバーカードの顔写真データを取得できれば、本人確認を目的として行っている資格者証の定期交換も不要になる」との利用拡大の可能性につながる意見もあった。

なお、現行の資格者証（紙等）において顔写真が表記事項とされていない資格についても、一部の資格管理団体からは、「マイナポータルを通じた（国家資格等情報連携・活用システムとマイナンバーカードとの）情報連携により、マイナンバーカードの登録事項である顔写真データを取得して、顔写真を表示できるようにしてほ

しい」との声もあった。

＜今後の対応方策等＞

前述のとおり、デジタル資格者証の表記事項が法令等で定める資格者証の表記事項と異なる状況について、資格所管省庁からは、システム上の課題から戸籍名の旧字体等が表記できないなどの検討課題が挙げられており（「表3」左欄参照）、これらに対し関係団体からはデジタル資格者証への対応に向けた意見が聴かれた。

そこで、資格所管省庁から挙げられた検討課題に対し、関係団体からの意見を踏まえて対応方策を整理した（「表3」右欄参照）。前述したデジタル資格者証への顔写真の表記を含め、システム上の対応が必要な課題への対応を検討する際に予算的・技術的な側面から対応が極めて難しいと判断される場合は、デジタル資格者証における表記事項に係る法令上の措置や運用の見直しも視野に入れて検討することが必要であると考えられる。

【表3】 資格所管省庁及び関係団体から聴取した主な検討課題と対応方策

資格所管省庁から挙げられた検討課題	関係団体の意見を踏まえた対応方策
法令上、現行の資格者証において記載が必須となっている事項（事務所の名称・所在地等）が、デジタル資格者証に表記されていない。	デジタル資格者証を法令上の資格者証として位置付けることにより、システム上、資格者名簿を基にデジタル資格者証に表記できるものと考えられる。
現行の資格者証では戸籍名が表記されている一方、デジタル資格者証では、システム上、戸籍名の旧字体等が表記できない者が一定数発生する。	デジタル資格者証に表記される他の項目（登録番号や生年月日等）と、資格保有者に係る本人確認資料を照合することで、本人確認は担保できるとも考えられる。
現行の資格者証では旧姓の単記が可能である一方、デジタル資格者証では、現姓と旧姓が併記される取扱いとなっている。	表記事項等は、現行の資格者証と同様であることが基本であり、システム上の対応をすることも考えられる。
特定業務の付記申請（既に資格者が行っている業務を包含する資格の取得）により、既存の資格者証に代えて新たな資格者証が交付されるが、デジタル資格者証では、特定業務が付記されるにとどまる。	運用上の支障がなければ、新たな資格者証の交付ではなく、特定業務の付記による取扱いとするなど、これまでの取扱いを見直すことも考えられる。
現行の資格者証は、法令において、様式・	表記事項等は、現行の資格者証と同様で

<p>背景色が定められているが、デジタル資格者証は、表記事項のうち一部の事項が表示されず、背景色も指定できない。</p>	<p>あることが基本ではあるが、運用上の支障がなければ、これまでの表記事項等を見直すことも考えられる。</p>
--	---

さらに、例えば、資格保有者が特定の研修を修了した場合、資格保有者名簿にその旨を登録するとともに、当該研修を修了した旨の証明書を交付することとされている資格では、資格者証に当該研修を修了した旨を表記することにより研修修了の証明書の交付が不要となる可能性がある。このように、資格者証の表記事項については、既存の情報の活用も含め、デジタル資格者証の利用拡大の観点から改めて検討することが必要であると考えられる。

③ 携帯・提示の義務

国家資格等の中には、法令において、資格保有者が業務を行う際に資格者証の携帯又は提示の義務が規定されているものもある。デジタル資格者証は、現行の資格者証（紙等）と比べると、資格保有者がスマートフォン等でマイナポータルに接続し、資格者証をダウンロードして表示させたうえで、資格の確認者がスマートフォン等で資格者証の真正性を確認できるという特性がある。

そこで、調査対象とした 35 資格について、資格者証の携帯及び提示義務に係る法令等における規定の有無を確認するとともに、資格所管省庁及び関係団体に対して、デジタル資格者証とした場合の課題について意見等を聴取した。

<実態把握の内容>

調査対象とした 35 資格のうち 9 資格について、資格者証の携帯・提示義務が法定されていることが確認できた。

また、業務を行う際にデジタル資格者証を携帯・提示することに関し、資格所管省庁からは、「スマートフォンの電池が切れている場合や電波が入らない場所ではデジタル資格者証を表示させることができない。」旨の懸念が示された。他方で、関係団体からは、「日常的に携帯していることが多いスマートフォンで、資格情報をすぐに確認でき、現行の資格者証に比べて携帯忘れも減るのではないか」といった意見のほか、「電波の不都合で直ちに提示できない状況であっても、有資格者であることの証明であることから、事後的に確認できれば問題ないのではないか」との意見が聴かれた。

<今後の対応方策等>

デジタル資格者証の利用を開始する際には、資格者証の携帯又は提示義務について、デジタル資格者証の特性を踏まえて、法令上の措置や運用の見直しも含めて検討する

必要があると考えられる。

その際、現行の資格者証の携帯又は提示義務がある業務の現場における運用実態に照らして、過度な厳格化を求めることとならぬよう留意するとともに、その目的との関係を踏まえて通信障害等の不可抗力による場合の対応方法を示すことができれば、想定される支障を回避できると考えられる。

④ 申請手続

行政手続のデジタル化においては、その利便性の向上のために、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）を含む「デジタル3原則」に則して取り組むこととされている³。他方で、デジタル庁の「行政手続等の悉皆調査結果等(令和6年度調査(令和6年3月31日時点))」（以下「行政手続等の悉皆調査結果」という。）によると、資格者証情報の変更等に係る申請方法は、郵送又は持参など、必ずしもオンライン化されていない状況となっている。

そこで、調査対象とした35資格について、変更登録等の手続に係る申請方法を確認するとともに、デジタル資格者証の利用拡大の観点から、資格所管省庁及び関係団体に対して、申請手続のオンライン化等に関する実態や意見等を聴取した。

<実態把握の内容>

調査対象とした35資格について、行政手続等の悉皆調査結果に基づき変更登録等の手続に係るオンライン化の状況を確認したところ、少なくとも33資格について、資格者証が関係する手続において、オンライン化に向けた対応について検討が必要であることが確認できた。関係団体からは、デジタル資格者証の利便性を高めるためにも、資格者証情報の変更申請に係る手続をはじめ書面を前提とした行政手続をオンライン化する必要があるといった意見が聴かれた。

(関連する団体からの意見等)

- ・ 許可申請に係る書類は、事業者ごとに紙媒体でファイルにまとめて管理している。資格者証のみデジタル化されても、結局はプリントアウトして、他の申請書類と一緒に紙媒体で管理することになる。
- ・ 申請手続のオンライン化に当たり、添付書類を紙の原本ではなくPDF化したデータとすることが可能かどうか不明確である。なお、誓約書の添付は、申請画面上でチェックボックスをクリックさせることで対応可能と考える。

³ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）において、①デジタルファースト、②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）及び③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化

- ・ 申請手続に必要な書類の一つとして資格者証の添付が求められており、登記事項証明書等の添付も求められている。国がこれらの書類について PDF 等による提出を認めない限り、オンラインで完結することは難しい。
- ・ 登録事項の変更等に係る手続は書面を前提としたものであることから、現在の資格者証を「デジタル資格者証」に置き換えても管理者側の効果は限定的である。一方、資格保有者側は再交付・交換時において現物の受領が不要となる点で利便性の向上が期待できる。
- ・ 申請手続がオンライン化されない場合、資格管理団体は、資格保有者本人からの申請であることを確認するため、別途、本人確認書類を求める必要がある。
- ・ 法人設立の登記申請において、法務局が、資格者証（写し）の書面添付を求める場合、申請負担は軽減されない。
- ・ 資格保有者であることが受講要件とされている研修によっては、都道府県から紙の資格者証で確認するよう指導されているため、オンラインでは完結しない。
- ・ 資格保有者に係る更新等講習を実施するため、国に対して講師の資格者証の写しのほか、団体の定款・役員名簿等の書類を提出している。現状は全ての書類を紙媒体で提出しており、資格者証のみがデジタル化されても、その他の書類がオンライン申請可能とならない限り、メリットは見込まれない。
- ・ 資格保有者として採用される場合、資格者証の写しを含め、郵送で関係書類を提出することが多い。そのため、全ての書類の提出をオンライン化してほしい。
- ・ 都道府県に対して資格者証の変更申請を行う必要があるが、都道府県がデジタル化に対応していないため、紙の書類を郵送で提出しなければならないため、資格者証のみをデジタル化しても、その効果は乏しい。
- ・ 資格確認側としては、その証明書として資格者証の写しを都道府県等に提出する必要があるため、プリントアウトする必要がある。なお、PDF データ等による提出が可能となっても重要な書類であるので、当面は紙媒体での管理が続くのではないかと。
- ・ 都道府県に対する登録・変更等手続のオンライン化を進めない限り、資格者証を紙に印刷して郵送する必要があるとあり、負担は現状と変わらない。
- ・ 別途、手数料（現金又は収入印紙）の提出が必要であり、現時点ではオンライン申請はできない。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部の資格管理団体からは、資格者名簿に係る登録事項について、国家資格等情報連携・活用システムを通じて確認できることになれば、現在、資格管理団体が発行している資格者名簿に係る登録事項の証明事務についても、オンライン申請の対象とすることにより、資格保有者及び資格管理者にとって、申請・交付事務等に係る

負担軽減につながる可能性があるとの意見も聴かれた。

＜今後の対応方策等＞

デジタル資格者証の導入目的に鑑みれば、行政機関に対する手続については、資格者証情報の変更等に係る手続はもとより、添付書類として資格者証（写し）が求められている手続も含めて、オンライン完結を実現する必要があると考えられる。

その際、資格者証を利用する機関においては、資格者証の添付等が必要な手続について、デジタル資格者証でも対応可能となるよう、実務担当者に対する周知徹底を図るなど必要な措置を講ずる必要があると考えられる。特に、資格所管省庁以外の省庁及び都道府県が関係する手続に対しては、デジタル庁及び資格所管省庁を通じて対応を促す必要があると考えられる。

⑤ その他の留意事項

調査対象とした資格所管省庁及び関係団体の意見等を踏まえると、デジタル資格者証の利用拡大に向けた検討に当たっては、前述したことに加えて、以下についても留意が必要と考えられる。

- デジタル資格者証の位置付けを明確にする際には、法令改正等の必要がない場合であっても、資格管理者も含めた資格制度担当者が確実に認知できるよう、関係者に対する丁寧な周知に加え、各種様式にもデジタル資格者証の利用が可能である旨を明記する必要性が高いと考えられる（例：登録証の写し（デジタル資格者証に代えることができる））。
- 国家資格等情報連携・活用システムの処理権限が、資格管理団体（全国団体）に付与されていても、都道府県団体等が関与し、資格管理団体から当該団体への委託が法令に位置付けられていない場合、全国団体による一括処理とすることが適正な手続の確保との関係で妥当かどうか、一概に判断できないことから、現場の運用実態に応じてその必要性を検討した上で、必要があれば都道府県団体等に処理権限を付与することも検討する必要がある。
- 医療現場において、国家資格の確認機能を有する電子署名や電子認証を行う基盤として、HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure）認証局が構築・運用されており、厚生労働省において当該基盤の設置要件等を策定している。これに関連して、医師等の資格確認を行うための HPKI カードが発行されており、資格保有者の氏名、顔写真等をスマートフォン等の画面上に表示し、提示することも可能である。
また、国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル資格者証と同様に、改

ざんされたデータ等を用いた不正な画面でないことを検証する機能として、券面の有効性検証用 QR コード（2次元コード）が表示される。

このため、保健医療福祉分野の国家資格については、当該資格者証のデジタル化に当たって、それぞれの運用経費も含めた負担のほか、その将来的な利用メリットにも留意しつつ比較衡量する必要がある。

（関連する団体からの意見等）

- ・ 手続のデジタル化と医療情報のデジタル化は切り分けて考える必要がある。現行の資格者証（紙等）のデジタル化は、若者もいるためメリットはある。一方、電子処方箋の署名等は、セキュリティ面も含めて慎重な対応が必要である。
- ・ 現行の資格者証（紙等）のデジタル化は賛成である。また、将来的にデジタル資格者証が HPKI カード等と連携すれば利便性が高まるのではないか。

（注） 当省の調査結果による。

（3）デジタル資格者証への円滑な移行に向けた取組

デジタル庁及び資格所管省庁は、資格ごとにデジタル資格者証の利用に必要な調整を進めており、準備の整った資格から順次オンライン・デジタル化を開始することとしており、令和6年8月以降、順次利用が開始されている。

推進方針において、各資格の利用促進に対する支援策として、「本システムを利用する資格における周知・広報の強化を、各資格の資格管理団体や所管省庁と連携して積極的に進める」こととされていることも踏まえ、今般調査対象とした関係団体におけるデジタル資格者証の周知状況等について聴取した。

① デジタル庁及び資格所管省庁による周知徹底

＜実態把握の内容＞

調査対象とした関係団体からは、デジタル資格者証そのものに加え、メリットが資格管理団体等関係者に十分理解されるよう、デジタル庁及び資格所管省庁において周知徹底を図る必要があるとの意見が聴かれた。

（関連する団体からの意見等）

- ・ デジタル資格者証の利用拡大のためには、地方公共団体だけではなく、実際に資格者証を利用する資格保有者や資格取得希望者が在籍する事業者や学校等に対して、周知を徹底する必要がある。
- ・ デジタル資格者証に移行された場合、行政の窓口（公共職業安定所等）や銀行等（法人口座開設時等）の提示を求める側にデジタル資格者証についての周知が徹底されていなければ、それに替わるもの（現行の資格者証（紙等））の

提示を求められ、二度手間になるのではないか。

- ・ 資格保有者が求職活動を行う際に、デジタル資格者証を受け付けてもらえないといった事象が発生しないよう、事業者に対して周知徹底を図ってほしい。
- ・ デジタル資格者証の運用開始時に、全国団体から送付された周知メールを所属会員に転送しているが、任意加入の団体であるため、今後、デジタル資格者証のメリットや利用方法等については国が主体となって周知に取り組んでほしい。
- ・ スマートフォンを利用している世代にとっては絶対に便利で楽でもあり、紛失リスクがないなどのメリットを十分に伝えて欲しい。
- ・ 戸籍表記の漢字にしてほしいとする資格保有者がいるが、デジタル資格者証に表記されない漢字がある旨をよく周知しておく必要がある。
- ・ 現状、デジタル資格者証や2次元コードによる真正性確認のイメージが持ちづらい。このため、資格保有者に対しては、マイナポータルの初期設定をすれば登録免許税の電子納付が可能とは伝えているが、デジタル資格者証が使用できるというPRは積極的に行っていない。
- ・ デジタル資格者証の運用開始時に、広範な周知が行われた記憶はなく、認知度は低いのではないか。今後、デジタル資格者証のメリットや仕組み等について詳細かつ丁寧な説明を行わなければ理解を得られないと思われる。
- ・ デジタル資格者証の導入により、資格者証の書換えに係るシステムの操作方法など、資格保有者・資格管理者どちらにも対応する窓口として、国家資格等情報連携・活用システム及びデジタル資格者証に関する問合せ窓口を設置してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象とした関係団体の中には、これまでデジタル資格者証に係る説明を受けたことがないとする団体もあり、デジタル庁及び資格所管省庁から十分周知が図られていない状況が確認できた。

(関連する団体からの意見等)

- ・ デジタル庁から、Web 説明会も含め数回にわたって周知があったため、デジタル化の対象資格であることは知っていたが、既に運用開始されたことは知らなかった。
- ・ デジタル庁主催の国家資格等情報連携・活用システム参画ガイド説明会において、システム導入に係る支援の説明があったが、実際の業務に適合するかどうか判断できなかったため、より詳細な説明が受けられるとよい。
- ・ 資格所管省庁から、デジタル資格者証の機能及び券面事項に関する説明を受

けたが、デジタル資格者証を活用したオンライン申請等の運用に関する説明は受けていない。

(注) 当省の調査結果による。

＜今後の対応方策等＞

デジタル資格者証は、資格保有者自身が保有して提示等をするのみならず、資格所管省庁以外の行政機関や民間企業が当該資格者証の確認をすることとなる。今回の実態把握の結果を踏まえると、デジタル庁及び資格所管省庁において、デジタル資格者証の利用開始の前段階で、デジタル資格者証そのものの周知徹底が必要と考えられる。その際、デジタル資格者証のメリットや具体的利用イメージを併せて情報提供すると効果的であると考えられる。

なお、例えば、資格保有者を対象とした講習会等の参加申込を行う際に資格者証の添付が求められている場合において、デジタル資格者証が法令上有効な資格として位置付けられていたとしても、資格者証の添付を規定する条文自体には当該事項が規定されておらず、デジタル資格者証の提示で代替可能なかどうか判断としないことがある。このような状況を踏まえれば、関係者に対して周知徹底を図るに当たっては、資格者証のユースケースを整理した上で、実際に資格者証を確認する関係者に対して、資格者証はデジタル資格者証でも有効である旨を、文書等により連絡することが重要と考えられる。

(参考)

国家資格の名称	デジタル資格者証の利用のための周知方法
建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者	国土交通省ホームページにて、オンライン申請に係るマニュアル等を掲載するほか、都道府県宛ての通知や申請者宛ての合格通知書において、「オンライン手続が可能」、「従来の紙による登録申請等に比べて申請時の負担軽減、審査時の手続の迅速化が見込まれる」、「原則オンラインによる申請を行う」、「デジタル資格者証による有効性確認が可能」であることなどを記載して、関係機関に対する周知依頼を行っている。

② 本格運用に向けた試行的な取組

＜実態把握の内容＞

調査対象とした関係団体からは、デジタル資格者証の本格的な運用を開始する前段階において、具体的な操作方法や利用環境の確認を求める意見が聴かれた。

(関連する団体からの意見等)

- ・ デジタル資格者証に関する情報が十分に提供・共有されていないため、本格的な運用に向けて、具体的な情報や資格者証の確認方法等を示してほしい。
- ・ 初期設定において写真をアップロードする際、ファイル名によってはエラーになるため、その補正と申請者への説明に多大な手間がかかる。このため、もう少しシステムが成熟した後に利用したいと思っている。
- ・ 資格保有者のインターネット利用環境を考慮すれば、ダウンロードなどでオフライン上でも表示できる機能が必要である。

(注) 当省の調査結果による。

<今後の対応方策等>

特に、既にデジタル資格者証が利用可能な国家資格等については、法令上の措置がされるまでの試行段階として、資格保有者等に対して積極的な周知を図り、デジタル資格者証の取得や可能な範囲での利用を促すことによって機運の醸成を図ることが考えられる。

具体的には、新規取得者をはじめ希望者がデジタル資格者証を取得できるよう、資格所管省庁のみならず、資格管理者及び試験等実施機関が案内する申請画面において確実な周知を図ることが考えられる。また、試行段階において利用を促すことにより、資格保有者のみならず資格管理者も含めて使い勝手の良さ・悪さが実感として把握でき、デジタル資格者証の課題や対応方策の具体化に資することから、円滑な本格運用につながることを期待される。その際、現行の資格者証（紙等）とデジタル資格者証を併用することによる資格管理者側の管理負担を抑制する観点から、資格保有者の実情を考慮した十分な周知期間を確保した上で、一定の移行期限を設けることが考えられる。

③ デジタル資格者証のメリットの理解促進

<実態把握の内容>

デジタル庁は、デジタル資格者証のメリットとして、「真正性の確保や偽証防止機能等を設けたうえで、資格情報を電子媒体の形式で出力、表示が可能」であり、資格情報の正確性の担保が実現できることを挙げている。しかしながら、資格所管省庁及び関係団体の一部においては、システム利用に伴う共通的なリスク（情報漏洩、システム障害、情報改ざん等）に係る懸念のほか、以下のような真正性に係る懸念を有していることが確認できた。

(資格所管省庁等から挙げられたデジタル資格者証の真正性に対する懸念)

- ・ デジタル資格者証は画像生成 AI の悪用等により、紙の資格者証より簡単に捏

造ができるため、真正性が向上すると言えるか疑問である。

- ・ スマホ画面にてデジタル資格者証を確認する場合、偽造された画面もあり得ると思われるが、それが本物であるという担保はどうするのか。
- ・ 登録が抹消される前に、デジタル資格者証を印刷しておけば、それを有効な証票として悪用する者が発生するリスクが想定される。このため、印刷した場合は、当該紙面に印刷日や有効期限を明記するなどの対策が必要ではないか。
- ・ 資格保有者が、デジタル資格者証を紙出力して提出する際、複写かどうか分かるようにしなければ、第三者がコピーし、悪用する可能性がある。このため、マイナンバーカードを利用してコンビニで各種証明書（住民票の写し、戸籍証明書等）を取得する方法（証明書交付サービス）により発行するべきである。
- ・ 検証用の2次元コードの読取りには職員の私物スマートフォンを使うのか、検証結果をどのように印刷するのか、読取機器の手配について懸念しているほか、読取作業に伴う職員の負担増加も懸念している。

(注) 当省の調査結果による。

一方、今般の調査対象とした関係団体からは、デジタル資格者証の真正性に対する期待も確認でき、現行の資格者証に比して確認時における真正性が担保されるという効果が関係者に十分理解されるよう、デジタル庁及び資格所管省庁は周知徹底を図る必要があるとの意見が聴かれた。

(関連する団体からの意見等)

- ・ 資格者証のコピーが必要な手続において、資格者証を預かった担当者がコピーを取って不正利用することがあり得るが、デジタル資格者証になれば、2次元コードで確認できるので、現状よりは不正利用の防止につながる。
- ・ 各種手続の代理申請を行う際に、資格の確認のため、窓口で資格者証の提示を求められたり、オンライン申請では資格者証の写しの添付を求められたりする。デジタル資格者証に置き換われば、真正性を向上させ、無資格者による代理申請を防止することができる。
- ・ 研修・講習の申込時において、資格者証（紙等）により受講要件を確認しているが、デジタル資格者証になれば、受付時に資格確認が可能となり、改ざん防止が可能となる。
- ・ 医療機関等から資格者証の真正性や資格の有無の問合せがあるが、デジタル資格者証が導入されれば、二次元コードの提示・読取により医療機関側でも資格者証の確認が可能になり、問合せの減少につながるのではないかと。
- ・ 従来の紙媒体の場合と比べても、デジタル資格者証の情報や手続の仕組みは変わらない。デジタル資格者証を取り出す際にパスワードや顔認証など用いるなど

して、真正性が確保されていれば、大きな懸念はない。

- ・ 資格者証の検証は、デジタル資格者証の様式が統一されたものであれば、紙媒体と比べて負担の増減はない。
- ・ デジタル資格者証として真正性が担保できるのであれば、紙媒体の際に行っていた原本証明が省略でき、負担軽減が期待できる。

(注) 当省の調査結果による。

<今後の対応方策等>

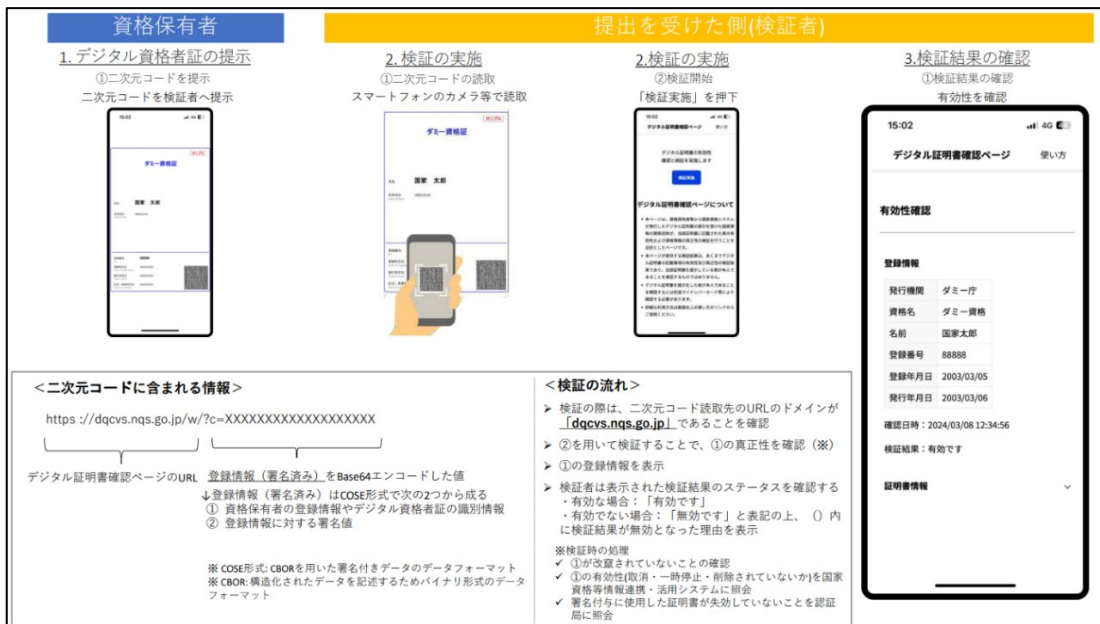
今回の実態把握の結果を踏まえると、デジタル庁においては、資格保有者・資格管理者が、デジタル資格者証の真正性について過度な懸念を有することのないよう、例えば、以下について、資格所管省庁含めて丁寧な周知を図る必要があると考える。

デジタル資格者証を印刷して利用する場合であっても、

- i 確認者においては、印刷されたデジタル資格者証の2次元コードの読取りにより、国家資格等情報連携・活用システムを通じて「有効・無効」が検証可能である
- ii 申請者においては、当該システムを通じたデータ取込みにより、2次元コードの更新が可能である

こと等により、少なくとも現行の資格者証以上の真正性は確保される。

【図3】デジタル資格者証の検証の流れ



(注) デジタル庁資料より抜粋

(4) デジタル資格者証の導入に伴う利便性向上に向けた取組

デジタル化を進めるに際しては、前述の「デジタル3原則」に則して取組を進めるとともに、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要があるとされている⁴。そこで、関係団体に対し、デジタル資格者証の導入に伴う利便性の向上に向けたニーズや意見等を聴取した。

<実態把握の内容>

調査対象とした関係団体からは、デジタル資格者証の特性の1つである情報連携を活用することにより、資格保有者、関係団体、行政機関それぞれにおいて利便性の向上が期待できるとの意見が聴かれた。

(関連する団体からの意見等)

- ・ 資格保有者が特定の研修を修了した場合、資格保有者名簿にその旨を登録するとともに、当該研修を修了した旨の証明書を交付することとされている資格では、資格者証に当該研修を修了した旨を表記することにより研修修了の証明書の交付が不要となる可能性がある。〔再掲〕
- ・ 資格保有者に対して、定期的な届出義務を課している場合、システムに、あらかじめ登録された電子メールに届出先や期限等を案内する機能を付加すれば、届出漏れ防止にもなり、利便性の向上につながる可能性がある。
- ・ 国家試験合格後、試験実施団体から交付された合格証明書（紙）を添付して国に申請することで資格者証が交付される。当該団体が保有する試験合格者のデータと国家資格等情報連携・活用システムとを連携させ、国が合格者情報を直接確認できれば、申請者にとってワンストップで手続きが完結する。
- ・ 国家資格に係る受験手続がオンライン化されれば、他の国家資格の保有が要件となっている場合、国家資格等情報連携・活用システムとのデータ連携により、受験者から資格者証の写しを求めずとも資格者証の原本照合が可能となり、資格管理者の交付事務が軽減される。
- ・ 医療・介護等関係資格の紐づけができ、それぞれの資格の有効期限や資格更新に必要な研修の受講期限などの情報が、マイナポータル上で一覧化されれば利便性が上がるため、利用が進むのではないか。
- ・ 資格者証は有効期限があるが、更新案内は行っていないため、期限切れに気づかず失効してしまうケースが多い。有効期限の到来前に更新案内する機能が付与できれば、利用拡大が進むと考える。

⁴ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）

- ・ 講習会の実施者は、講習会終了後、速やかに「講習会修了者名簿」を国へ届け出ることとされている。養成施設の設置を申請する際、専任教員等が当該講習会を修了していることを確認して申請書類に記載する必要があるところ、国において、デジタル資格者証に当該情報を追加できれば、当該確認が容易となり、申請者の負担軽減につながる可能性がある。
- ・ 養成施設の設置時において、教員調書等のほか、資格者証の写し及び届出講習会の修了証の写しを添付する必要がある。デジタル資格者証に当該修了証情報を追加できれば、申請者の負担軽減につながる可能性がある。
- ・ 法人設立の登記申請において、資格管理団体が発行する「社員資格証明書」の添付が求められている。このため、デジタル資格者証に社員資格証明書情報を追加できれば、社員資格証明書の添付が不要となり、申請者及び資格管理団体の負担軽減につながる可能性がある。
- ・ 資格所管省庁以外の手続（資格保有者が届け出ることによって可能となる業務）について、デジタル資格者証に当該届出を行った旨を表示できるようになれば、届出済証明書の携帯が不要となり、資格保有者の利便性が向上する。
- ・ デジタル資格者証は、資格確認をすることはできるが、電子署名の付与はできない。各種手続のオンライン申請において、デジタル資格者証のみで手続を完結できるようにするため、電子署名に係る機能を搭載してほしい。
- ・ e-Gov 電子申請の際に、現行の電子証明に代わるものとしてデジタル資格者証が使えるようになれば利便性が高まる。
- ・ デジタル資格者証に研修受講履歴や職歴等を紐づけることで、資格保有者の業務遂行に係る情報（職務経歴等）の一元管理が見込める。また、就業先にも当該情報を参照（公開範囲は任意設定するなどの工夫は必要）させることができれば、勤務先の事務処理の負担軽減も期待できる。

(注) 当省の調査結果による。

<今後の対応方策等>

デジタル資格者証を用いて法令等で定められた要件を確認することが可能になれば、別に添付が求められている書類が不要になり、申請者にとっての負担軽減のほか、確認機関における利便性向上（資格情報の真正性の確保）にもつながると考えられる。

具体的には、デジタル資格者証においては、確認者における2次元コード読取りにより、国家資格等情報連携・活用システムを通じて「有効・無効」が表示されるが、例えば、法人設立時の証明に必要な情報は確認できない。今後、国家資格等ごとのユースケースに応じて、更なる利便性向上等のために必要な情報連携について検討することが考えられる。

また、国家資格等に係る資格者名簿の登載者については、マイナンバーカード情報

と資格者名簿情報の紐づけ作業を行うことにより、死亡等による返納に係る届出を経ることなく、資格管理者において名簿からの職権消除が可能になると考えられる。

これについては先行事例もあり、申請者の負担軽減につながるとともに、資格所管省庁における人材確保対策を検討するに当たっての現状把握につながると考えられる。

(関連する団体からの意見等)

- ・ 資格保有者が死亡した場合、親族等が資格者証の返納を行う必要があるが、適切に行われず、相続人とトラブルになる場合がある。マイナポータルを通じて住民基本台帳との情報が連携されることで、資格保有者の死亡が確認できるようになり、トラブルが防止できると考えられる。
- ・ 資格取得後、資格関係業務に従事していない潜在的資格保有者が多数いるとともに、現行制度では死亡報告の仕組みがないため、国においても正確な人数が把握できていない状況である。デジタル化により、死亡情報を速やかに反映できるようになれば、全国レベルで充足状況を正確に把握することができるため、国の政策づくりに有用である。

(注) 当省の調査結果による。

3. まとめ（期待される取組の方向性）

- 今回の実態把握の結果、デジタル資格者証の導入により、国民生活や事業者活動の利便性向上等を図るためには、共通的なユースケースである資格者証そのものに係る手続において、利用者視点での負担軽減や利便性（利用メリット）を追求する必要があることが分かった。また、デジタル資格者証の利用メリットを発現するためには、デジタル庁及び国家資格を所管する府省庁においては、少なくともデジタル資格者証の原則化を志向する必要がある。そのためには、デジタル庁が国家資格を所管する府省庁と連携して、現行の紙の資格者証からの切り替えに向けて、以下の点に留意して取組を具体化する必要があると考える。
 - ・ 先行事例も参考にして、デジタル資格者証の位置付けを明確にするための法令上の措置を講ずるよう取り組むこと。その際、表記事項や携帯・提示義務など、デジタル資格者証の障壁となる事項について留意すること。
 - ・ 資格者証の確認に係る関係者への周知漏れや真正性の確保に係る懸念に留意して、円滑な移行に向け、関係団体等に対してデジタル資格者証の周知徹底やメリット等をPRすること。
 - ・ 利便性の向上のため、まずは資格者証情報の変更等に係る申請手続のデジタル化から始め、中期的には、自組織の保有するデータとの連携等によるデジタル化のメリットを志向すること。

- デジタル庁は、上記事項に取り組むに当たり、国家資格等ごとにユースケースを整理し、他の国家資格等における対応状況を必要に応じて国家資格を所管する府省庁に情報提供して、個別・具体的な検討を促すとともに、多数の外部関係者が存在するシステムであることから、法的措置等の対応状況を可視化することが重要と考える。

以上.